

2005(平成 17)年度 施策目的評価表

施策名 112 男女共同参画社会の実現

評価者 生活部人権・男女共同参画・文化分野 総括室長 長谷川 智雄
059-224-2214

施策の目的

【誰、何が（対象）】

県民一人ひとりが

【どのような状態になることを狙っているのか（意図）】

性別にとらわれず、生き方や価値観を尊重し合いながら、社会のあらゆる分野で共に参画している

施策に関する各種データ

2005 年度 施策に関する実績データの一覧		
施策の数値目標達成状況	必要概算コスト対前年度	基本事業の数値目標の達成度（割合）
未達成・前年度より悪化	ほぼ同じ	3事業 / 4事業

施策目標項目及びコスト

		2003	2004	2005	2006
男女共同参画意識普及度(%) [目標指標]	目標		62.0	64.0	66.0
	実績	60.0	59.7	58.7	
必要概算コスト(千円)		419,888	390,939	382,288	396,824
予算額等(千円)		233,823	238,583	232,844	248,595
概算人件費(千円)		186,065	152,356	149,444	148,229
所要時間(時間)	所要時間合計(時間)	43,987	37,160	36,539	36,242
	所管所属分(時間)	21,874	15,858	15,431	16,110
	関係機関分(時間)	22,113	21,302	21,108	20,132
人件費単価(千円/時間)		4.23	4.10	4.09	4.09
必要概算コスト対前年度(千円)			-28,949	-8,651	14,536

数値目標に関する説明・留意事項

性別による固定的な役割分担意識の一つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と思う人の割合です（県民意識基礎調査）。

施策の評価

2005 年度を振り返っての評価

【これまでの取組と成果、成果を得られた要因と考えられること】

2005 年度から 2006 年度までを計画期間とする「県男女共同参画基本計画 第二次実施計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた各種取組を実施しました。このような取組の結果、新たに 6 市町において条例や基本計画が策定され、男女共同参画基本計画を策定した市町の割合は、前年度比 15 ポイント増の 44.8%となりました。

県男女共同参画センターを通じた啓発・情報提供や地域における人材の育成・確保（男女共同参画推進員 71 人）、市町村の事業展開に対する支援、県民・市町村との協働組織によるまちづくりの視点で地域特性を生かした取組への支援（男女共同参画の地域づくり活動への参画者数 3,879 人）等を推進しました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた取組では、改正配偶者暴力防止法の周知・啓発、DV 被害者の相談や一時保護の対応を行うとともに、同法に基づく「県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定し、今後の取組方向等を明らかにしました。

【残った課題、その要因と考えられること】

数値目標である「性別による固定的な役割分担意識」の考え方に「同感しない・どちらかといえば同感しない」人の割合は 58.7%と目標を達成することができませんでした。性別では、女性 64.5%に対して男性 51.8%、年齢別では、20～50 歳代は 65%前後ですが、60 歳代は肯定・否定の比率がほぼ同比率であり、この世代を境に逆転していることから、男性や高齢者に対する、より効果的な啓発・情報提供を行っていく必要があります。

男女共同参画社会を実現していくため、全庁的な取組の充実を図る必要があります。また、「県男女共同参画基本計画」について、策定後の法制度や社会環境の変化等に対応させていく必要があります。

男女共同参画社会づくりを効果的に進めていくためには、家庭や職場、地域における取組の充実が不可欠であることから、市町との連携強化や企業、地域における自主的な活動への支援や働きかけを引き続き行っていく必要があります。

増加傾向にある DV による被害の防止対策についても、新たに策定した「県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき、各種行政機関及び民間が一層連携して推進していく必要があります。

施策の展開

評価結果を踏まえた 2006 年度 of 取組方向

- 「県男女共同参画基本計画 第二次実施計画」の着実な実施に向けて、総合行政で取り組みます。さらに、「県男女共同参画基本計画」（計画期間 2002～2010 年度）について、国の「男女共同参画基本計画（第二次）」や県の各種計画等との整合性を図りつつ、県民や審議会等の意見をふまえながら、同計画の見直しを進めます。
- 男女共同参画に対する理解の一層の普及・啓発では、「性別による固定的な役割分担意識」を有する県民の割合は4割と高いことをふまえながら、県男女共同参画センター等を通じた、効果的な各種啓発事業の推進や県民・市町との協働による地域の特性を生かした取組に対する支援を進めます。
- 「県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき、広報や情報提供、被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組及び関係機関との連携の強化や地域住民・団体との協働を進めます。また、DV をはじめとする女性に対する暴力防止に向けて、周知・啓発を充実させることにより、暴力を許さない社会意識の醸成を図っていきます。

2006 年度 構成する基本事業間の戦略（注力、見直しの方向）				
基本事業名	担当室	注力	総括室長の方針・指示	見直しの方向
A 11201 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組の推進	生活部男女共同参画室	↑	審議会からの提言の具象化及び三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画の着実な実施を総合行政で取り組むこと。さらに、国の「男女共同参画基本計画（第二次）」や社会環境の変化を視野に入れて、県男女共同参画基本計画の見直しを検討すること。	改善する
B 11202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	生活部男女共同参画室	→	男女共同参画についての様々な誤解や曲解が解消され、適切な理解が得られるよう、啓発や教育を充実すること。	改善する
C 11203 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進	生活部男女共同参画室	↑	「男女が協力して子育て・介護にあたる」「子育て・介護は社会全体で支えていく」という意識の浸透を図り、男女とも生活スタイルや働き方の見直しを行う取組を進める。特に次世代育成支援対策推進法に基づく事業者の取組に対して、働きかけを行うこと。	改善する
D 11204 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援	健康福祉部こども家庭室	↑	「県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき関係機関の連携と住民・団体との協働を図り、相談・保護・支援等の体制を確実に整備していくこと。	改善する